法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

機業村落の構造変化と農民運動(下の1)：独占下におけるナイロンスカーフ賃機村落の史的・社会的存立基盤とその再編過程に関するモノグラフ的研究

布施, 鉄治 / KANDA, Yoshinobu / 神田, 嘉延 / FUSE, Tetsuji / フセ, テツジ / カンダ, ヨシノブ

(出版者 / Publisher)
法政大学社会学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
社會勞働研究 / Society and labour
(巻 / Volume)
16
(号 / Number)
2
(開始ページ / Start Page)
31
(終了ページ / End Page)
66
(発行年 / Year)
1970-01-15
(URL)
https://doi.org/10.15002/00017869

機業村落の構造変化と農民運動（下の一）

——独占下におけるナイロンスカーフ賃機村落の史的・社会的存立基盤とその再編過程に関するモノグラフ的研究——

布施鉄治
神田嘉延

序　章
第一節　機業村落の存在根拠
　—現実的問題の所在—
第二節　河村・蓮見の村落類型論の検討
　—理論的問題の所在—
第三節　調査対象地域の変容構造
第一章　機業村落の史的展開過程と社会構造の変動
第一節　機業村落の形成と展開
第二節　小作争議の展開と機業村落の再編　（以上、第十五巻第四号）
第二章　農地改革と農民運動
第一節　寄生地主支配と農地改革

第二節　農地改革と農民運動の展開
第三節　旧地主勢力の巻きかえしと村落構造の再編
第三章　機業村落の再編とナイロン賃機層
第一節　戦後における機業村落としての再編
第二節　ナイロン賃機への再編成による構造変化
第三節　ナイロン賃機層の闘争とその展開過程　（以上、第十六巻第一号）
第四章　現段階における機業村落の再編過程とその社会構造の変容
—〝馬場〟講中における実態分析—
はじめに
第一節　住民の生業史と機業村落の構造
第二節　住民の労働形態別労働条件と村落構造
第三節　機業村落を支えるものとしての山林所有のもつ意味　（以上、本号）
第四節　機業村落における社会構造の変容
第五節　機業村落における住民層の諸要求
第六節　住民層の要求組織化に関する若干の問題
終　章　機業村落における農民運動と農民層の〝生活構造〟
第一節　村落構造の再編過程と農民層の生活構造
第二節　農民運動と村落構造の変容

第四章　現段階における機業村落の再編過程とその社会構造の変容

―〝馬場〟講中における実態分析―

はじめに

ナイロン賃機層および中うけ層ぐるみの闘争が、結局ナイロン工賃の大幅なるアップを獲得しえず、終息してしまう過程についてはすでに述べたが、このことはもはや彼らの闘争そのものが、いわば全体制的な反独占闘争として広汎な農民・賃労働者層と結びついて今後いよいよ展開される必要があるということを示しているといわざるを得ない。そしてすでに前章においてナイロン工賃が暴落して以降、賃機層においても非ナイロン系列への移動がみられる点についてはふれたが、それでは現段階において、かかる事態の進展の中で、この機業村落の社会構造は一体如何なる形で変容していっているのか。われわれは次にこれを前述の「Y家」の存在する松田の〝馬場〟（講中）の事実にもとづいてややインテンスイブに考察しよう。そこでは以下あきらかにされるように、

㈠　この村落社会の中ではナイロン賃機層のさらに下に元織に雇傭される賃労働者層また非繊維系の地元製造業に雇傭される賃労働者群が存在、ナイロン賃機層は彼らの保持する社会意識の中ではけっして最下位層ではないということ。

㈡　そしてそうした意識は少なくとも土地所有の論理とそしてまた本家、分家の家格と結びついており、それ故この沢最大の山林所有者「Y家」を中心としたいわば身分階層的に構成された秩序は未だ社会構造としては完全に崩壊

していないこと。

㈢　そしてかかる構造こそがこの沢に広汎なる低賃金労働者層を輩出させる基盤を構成していること。

㈣　しかしながら、かかる基盤を土台として上述の如き関係がもたらされているにも拘らず、賃機農民層の基本的な物質的諸関係は、あきらかにこの沢の村落共同体的諸関係を解体する方向にむかってするどく再編されつつあり、村落共同体的秩序（土地所有の論理）そのものは、もはやこの沢の構造を統一する原理とはなり得なくなってきているということ。その中でかかる農民層自身が、そして住民層自身が主体的な変容をせまられているということ等々が指摘されよう。

第一節　住民の生業史と機業村落の構造

はじめにわれわれは馬場の講中の現在の構成戸の検討からはじめよう。

この講中は表四―一のように三六戸で構成されているが、構成戸の世帯主の職業をみると、会社々長兼市議一戸（「Y字」）、寺一戸、元織五戸、ナイロン中うけ一戸、染色業一戸、精米業一戸、床屋一戸、公務員二戸に対して賃機・賃編一五戸、賃労働者八戸という構成である。つまり六、七割までが賃機・賃編、賃労働者層である。しかも賃労働者層に対して賃機・賃編層の比重が高い。

また土地所有関係からみるならば三六戸中、山林所有層九戸、田畑所有層十二戸（計一三戸）が土地もちとなる。そして山林所有層についてみるならば一七〇町所有の⑤（「Y字」）と三五町所有の①（寺）が他をぬきんでており、二～三町所有層三戸、他の四戸は五反以下所有層となる（このうち三戸は他講中の一戸を含めて四戸共同で一町七反

表 4--1

	土地所有 山林	土地所有 耕地	地主小作関係	第1期 22戸	第2期 7戸	第3期 18戸
①	35町	5反3セ		住 職		
②					ナイロン賃機（6台）＋縫製	
③						賃労働者（非繊維製造業）
④	2反	5反6セ			元織（人絹）18台 賃機2戸（7台）	
⑤	170町	1町	うち8反 貸付地	会社々長・市議		
⑥		3反		賃労働者（市役所日雇）		
⑦						㋑ 織機修理業・ナイロン賃機（4台）
⑧						㋑ 賃労働者（繊維）
⑨		4反4セ	小作地 5セ	ナイロン賃機（4台）		
⑩	4反6セ	3反2セ	小作地 7セ	ナイロン賃機（6台）		
⑪	4反9セ	5反9セ	小作地 1反2セ	ナイロン賃機（4台）		
⑫					人絹賃機（6台）	
⑬						賃学働者（織維、整備工）
⑭						賃労働者
⑮						㋑ ナイロン賃機（8台）
⑯						ナイロン中うけ（12台） 賃機125台
⑰						賃編み
⑱						㋑ 賃労働者（出稼）
⑲				ナイロン賃機（10台） ＋製造業下請		
⑳		2反3セ		ナイロン賃機（8台）		
㉑				賃編4台 （雇傭者2名）		
㉒						㋑ 元織（毛織物）5台 賃機5戸
㉓	4反8セ	8セ	小作地 3反	ナイロン賃機（8台）		
㉔	2町				元織（人絹）6台 賃機5戸	
㉕						染色業
㉖						元織（人絹）12台＊ 賃機10台 ＊41年に工場閉鎖
㉗					賃労働者メッキ工	
㉘	3町	1反				㋑ 精米業
㉙		2反6セ			教員	
㉚	2町	6反3セ	うち1反 貸付地	ナイロン賃機（12台）		
㉛						賃編（2台）
㉜						公務員兼雑貨店
㉝					床 屋	
㉞						元織（インテリア製品） 賃機10戸
㉟						賃労働者（非繊維製造業）
㊱				①		㋑ 賃編（メリヤス）5台

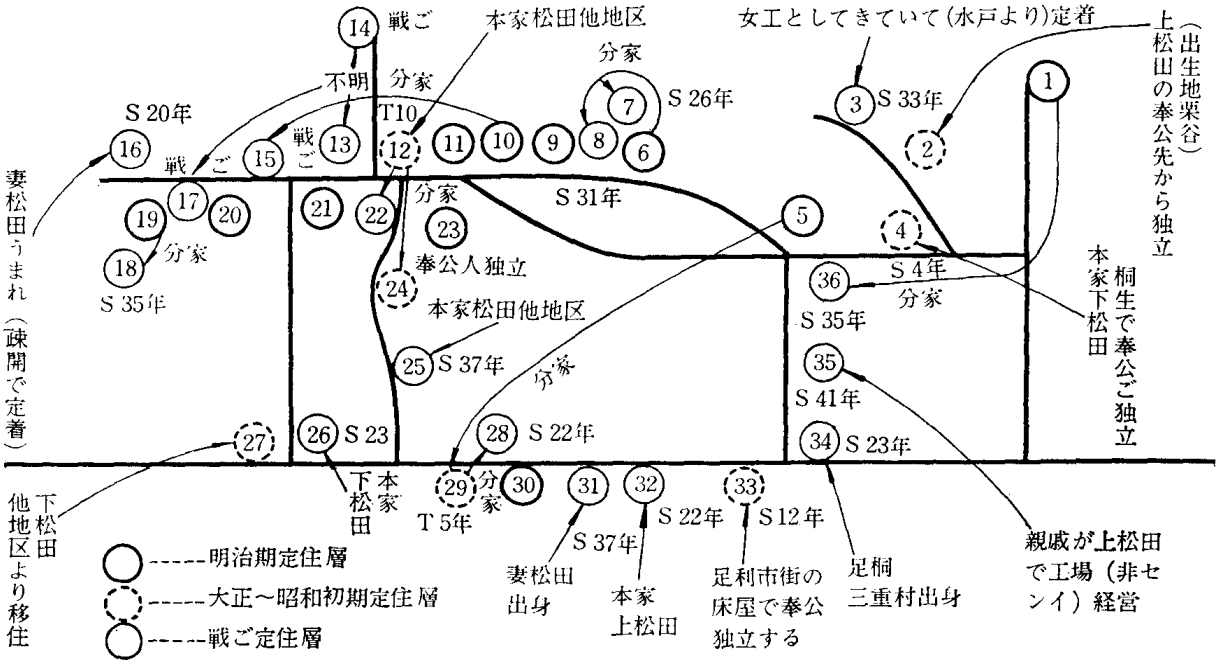

図 4—1

五畝を昭和二十九年「Y家」より購入集積したもの)。そして二三戸は所謂土地もち層ではない。

いま、この馬場の現在戸を中心にしてその史的展開過程をみると、図四—一の如く

第一期(明治期在住層)　累計
一一戸　一一戸

第二期(大正末～昭和十九年定住層)
七戸　一八戸

第三期(戦後定住層)
一八戸　三六戸

という形で、この講中自体が戸数を増大させてきていることがあきらかとなるが、このうち九戸(うち一戸は非血縁分家)までがこの馬場の講中の中の本家より創出せられたもので、また他の第二期以降の増加戸一六戸についてみても、本家が松田の他講中にありそこから分家したもの、また足利地域の中での奉公先を媒介としてここに定着したもの、さらに妻の実家がこの松田であったもの等、地域的にきわめて閉された範域での「本家＝生業の単位」

を介して、ここに定住した層によって、現住戸が構成されていることが特徴的となる。つまり山村における次三男以下のいわば過剰人口がすべて域外に排出されるという形態をとらずに、ここでは「分家」として定着していったということ。その意味で「本家―分家」関係はこの地域に重積した形で存在しているといえる。しかも「分家」層の多くが非農的職業に就業するという形態をとっているということが特徴的となる。かかる点は、定着時期別に土地所有関係をみると、きわめて明瞭となる。すなわち表四―一の如く、所謂土地所有者層の主流はあきらかに明治期在住層である。明治期在住層で土地を所有せぬものは僅か二戸、この講中の土地もち層一三戸中九戸までがこの第一期在住層に属する。そして残りの四戸の土地もち層をみるに、そのうち三戸までが第二期定住層であること。すなわち、現在元織である二戸、及び⑤（Y家）の分家がそれである。

そして第三期定住層、すなわち戦後定住層一八戸が一戸を除いては何れも土地を所有していない点に注目しなければならない。第三期定住層のうち土地もちの一戸は⑤の孫分家である。

しかも、ここで第二に注目しなければならぬのは、現在（昭和四十三年）この講中で「ナイロン賃機」を行なっている九戸中七戸までが明治期在住層であるということ。そしてそのうち六戸までが土地持ちであるという事実であろう。つまりこの沢での生活の歴史がもつとも長い一一戸についてみるならば、一戸が日雇（市役所の）、一戸が賃編、七戸がナイロン賃機、一戸が山林三五町をもつ住職、一戸が「Y家」となり、同じく明治期在住層といっても後二者と他者との間の両極分解がきわめて激しく進行しているとみなければならない。そして下降分解の土地もち層の多くが賃機・賃編層となっていることがここで特徴的となるのである。

以下、明治期在住層、大正末～昭和十九年定住層、戦後定住層ごとに戦前→戦後にいたるとりわけ戦後現段階の彼

表 4—2

	戦　　前	戦　　後
⑨土地もち	小作「撚糸業」（雇傭者 2 人）を営む（S 12 年より） しかし主人は山前の機屋へ通勤労働者	「撚糸業」（主人と嫁）息子は出稼→S 38 年織機 4 台導入，ナイロン賃機
⑩土地もち	小作　代々「Y 家」の出入人。S 6～19 年まで①の小作のかたわら「機業」（織機 18 台，雇人 3 人）	S 25 年，織機 4 台，39年 2 台導入 S 25 年～35 年人絹（めいせん）賃機，35 年以降ナイロン・スカーフ賃機に転換
⑪土地もち	小作　代々「Y家」の出入人。農業。戦後も農業。	S 31 年農業で自立不可能となり，女仕事として織機 3 台導入，S 36 年以降ナイロン賃機に転換，38～42 年 6 台，42 年 4 月以降 4 台(現在，非ナイロン賃機も兼ねる)
⑲土地なし	「染色業」（父は小作，日雇）	「染色業」→S 37年よりナイロン賃機に転向（37 年 4 台，43 年現在 10 台)→ナイロンだけでの自立不可能なので S 41 年より非繊維製造業の下請を兼ねる。
⑳土地もち	(小作)　農業，戦後も農業	S 39年農業，林業労働よりナイロン賃機へ転向，39 年 4 台，43 年 4 台追加
㉓土地もち	(小作)　農業，戦後も農業	S 25 年に織機 4 台導入，26 年 2 台追加，人絹(へこおび，丹前)賃機，S 36年よりナイロン・スカーフに転向，38 年に織機 4 台追加，43 年現在 8 台，S 42 年秋よりナイロン以外にアカスリ(人絹)賃機をはじめる。
㉚土地もち	(自作)　農業と「整経業」	農業と「整経業」現在ナイロン賃機（12 台）
㉑土地なし	(小作)　農業と「機業」	S 33年耕地を手離し織機 3 台導入ナイロン賃機，S 36 年火災，S 39 年織機 1 台導入，S 42年 2 台追加計 4 台

らの生業の変化を検討、各層のその生業をとおしてみた生活の特徴をあきらかにすることによって、現段階のこの馬場の村落構造の特徴をみてみよう。

明治期在住層　はじめに明治期在住層の生業の展開過程（表四―二）をみるならば、（Ⅰ）「撚糸業」「染色業」「整経業」といった自営業を営んでいた層が昭和三七～三八年段階で分解、ナイロン賃機層を構成したもの、またこの中には⑲の如く四十二年以降ナイロン賃機のみでの自立が不可能になり、この沢にある非繊維製造業（H工場）の下請をかねながら生計維持を計るものもあらわれてきていること。（Ⅱ）また⑩㉓の如く人絹の賃機から三五～三六年段階でナイロン賃機へ転向したもの（かかる層は少なくとも人絹での自立を志向していた層とみなければなるまい）。そして㉓の如く四十二年以降アカスリ（人絹）を加えたものもでてきていること。（Ⅲ）また農業および林業収入のみでは生計の維持が困難となりナイロン賃機へ転向した層が存在すること、もあきらかになる（かかる層は少なくともその志向としては農業自立志向を現在でももっている）。またこの第一期在住層の中には⑩⑪の如く現在も「Y家」の出入人層がいるが、かかる層においても農業および「Y家」の林業労働への依存だけでは生計の維持が困難となってきているという事情がここには語られている。

かようにみてくるならば、かかる層はきわめて零細であったとはいえかつては自営業を営んでいたか、あるいは自営業（人絹）での自立を志向していた層であるということが特徴的となる。

そしてかかる層が昭和三十五年段階以降、急速にナイロン賃機へと編成替されてきているということ（また㉑の如く現在賃編を行なっている層も、ナイロン工賃が高かった段階ではナイロン賃機を行なっている）。そして、ナイロン工賃が暴落後その回復がはかばかしくない現在、非ナイロンあるいは非繊維等を生業単位としての「家」に附加する

形で（しかもいずれも賃機あるいは下請形態で）、その生存のための生活の再適応を計っていることがここにあきらかとなる。そしてさらにここでつけ加えなければならないのは、この第一期在住層が、賃機・下請形態であるにせよ今日「家」に基づく生業が可能になっているのは、少なくとも零細地片であるとはいえ彼らが土地を所有していることに基づくという事実であろう。その土地はもはや商品農業生産を展開する条件たりえなくなっている。しかしながら、それを担保として彼らは織機を導入できる地位を、すなわち「家」に零細なる生産手段を導入できる地位を少なくともこの沢では当初確保していた層であるということができる。

次にこれら第一期層のうちから若干戸をとりあげて、その「家」の生業の展開過程をみてみよう。

⑨―この「家」は現在、ナイロン賃機、農業、日雇のもちよりで生計を維持している。直系家族。家族員六名、主人六三才、息子三六才。水田三反六畝、畑一反三畝（うち五畝は小作）を経営（これは主人の役割）。息子は村内日雇（病弱）、日当平均一〇〇〇円。ナイロン賃機（四台）は嫁の役割である。当主は大正十五年、他講中からここに養子に入った。戦前は主人は山前の織屋（元織）にかよい、人絹きんしゃを織る。一方「家」では昭和十二年以降、「撚糸業」（父と嫁が中心、雇傭者二名）を営んでいた。戦時中の機業整備で主人は「家」にもどり、水田（当時小作）をはじめる。戦後、この形態を維持、このとき「撚糸」は嫁と主人（夫）の役割であった。二十五年「Y家」の借家を購入、自己所有とする。三八年、撚糸を使用する機屋が減少、仕事がとだえるに及び「中うけ」をとおし機屋（山前）から資金を借り織機四台を導入、ナイロン・スカーフ賃機に切りかえた。（借金は月払で返済）現在に至る。

⑩―この「家」はナイロン賃機と農業である。現在夫婦家族形態をとっており、当主は四一才、六人家族、水田一反九畝（うち八畝は「Y家」の小作）、畑一反三畝、山林四反九畝を所有（一町七反五畝を四戸共同、この山林は二十九年「Y家」より購入）、畑では〃いちご栽培〃（八畝）また椎茸栽培（四〇〇本）も行なっている。「Y家」の出入人層の一人である（臨時、山林の下草刈り、庭掃除等の仕事、日当一、三〇〇円見当）。ナイロン賃機は妻の仕事、現在織機六台を導入している（機業と農林業の収入の割合は前者七割、後者三割である）。

この⑩の「家」の生業の変遷をみるに、祖父（明治一代目＝「分家」一代目）の代は「Y家」の馬の世話係と農業（小作）。父（二代目）の代は農業（小作）と織物（昭和六年～一九年、最高時織機一八台雇人三人）であったが、この二代目の小作時代（①の小作をしている）の生活は厳しく、ようやくにして「機屋」の地位を確立したということができる。ところでこのさい集積した織機はこの⑩の場合供出はまぬがれたものの、戦後二二年分家した長女夫妻⑮（夫は婿として入っていた）が財産分与としてもってゆき、二代目は昭和二六年に没するが、かくして三代目（当主）は、戦後二二年～二六年に至る間、農業と山林労働（主として「Y家」）への依存で生計を維持、二五年に織機四台（小巾一八インチ、一台一二、五〇〇円（中古）を導入、人絹（銘仙）生産を行ない機業での自立を計る。しかし二八年～二九年の繊維のどん底期、和服がおとろえたとき、業者からの注文がとだえ、足利市街元織の賃機に転化、三十五年、本格的にナイロン・スカーフ賃機に転換、三九年には織機二台（三八インチ、三五、〇〇〇円）を追加している。「中うけ」はこの講中の⑯である。しかしナイロン工賃の下落に伴い四一年暮より織機二台をアカスリに転換（中うけ「大前町」）している。この⑩の家族は前述の如く六人、子供四人、長男は工業高校在学中（通学）であるが、次男は四十三年三月より桐生に流出、定時制高校に通学するかたわら石油スタンドに勤務している。

⑲―この「家」は土地をまったく所有していない。現在ナイロン・スカーフの賃機と建築金具製造（H会社）の下請で生計を維持している（両者の収入の割合は半々）。直系家族、家族員九人である。主人六二才、長男三九才、孫八才のほか、三男（二九才）、次女、三女、四女（一三才）までが同居している。ナイロン賃機に従事しているのは妻と嫁であり、長男と三男はH会社の下請としての建築金具製造、また次女（一八才）、三女（一七才）は足利市街の縫製工場への通勤労働者となっている。この⑲の場合、主人、四女と孫を除く六人までが、すべて賃労働に従事している。この⑲の「家」では長女のほか次男（三七才）、四男（二五才）、五男（二十才）がすでに「家」を離れているが、女子を除いて男子三人についてみるならば、次男は婿養子で農業（太田）、四男は中卒後より東京の菓子工場の職人、五男は現在東京の職訓学生であるが、この五男に対して⑲は月々五千円の仕送をしている。

さて、この⑲の「家」の生業の展開過程をみるならば、当主の先代は、農業（小作）と日雇で生計を維持、「まったくの貧乏ぐらし」であったが、当主の代になって「染色業」をはじめる。そして三十七年に、本人の病気も重なり、ナイロン・スカーフ賃機に転向。三十七年に織機四台を導入、さらに三十八年に四台、三十九年に二台追加、現在十台の織機を所有している。「中つぎ」は葉鹿町にある。当時、長男は「毛織工場」（松田内）へ勤務、三男はH工場（松田内）に勤務していたが、ナイロン工

賃の下落に伴ない、四十一年以降、長男及び三男はH工場の「下請」賃労働に転換した。

㉑―この「家」は現在賃編で生活を立てている。松田他講中から分家して四代目になるというが、戦前は水田（小作）と織物、母（六十才）と息子（二七才）の二人である。この「家」では昭和三三年水田を全部手離し、織機四台を導入、ナイロン賃機を営むが、三六年の火災で全部焼失、息子は足利市街のメリヤス工場（母の兄弟経営）に勤め、そこで技術を修得、三九年に編機一台を導入、また四二年にさらに三台を追加、同時に雇傭者男子二人（二五才、一七才）を入れている。導入した編機はすべて会社もちこみで、㉑はその使用料を会社に支払っている。現在の雇傭者二五才は㉑の友人で、将来の独立のための技術修得という意味もかねている。

大正末～昭和十九年定住層　さて、こうした第一期定住層に対して、第二期定住層の特徴は次の諸点に求められる。この期に定住したのは（そして現存するのは）七戸であるが、うち五戸までは自営業として出発しているということ。「工場」一戸、「元織」二戸（うち一戸は昭和初年代における「工場」の奉公人が独立したもの）、整経一戸、床屋一戸である。他の一戸は⑤の分家の公務員（裁判所勤務〈先代〉→教員〈当主〉）、もう一戸は「賃機」である。現在、元織二戸が元織（人絹）として残り、公務員の㉙と共に土地を確保、「工場」と「整経」は賃機へ、「賃機」は賃労働者へ（「床屋」は床屋）という変動をしめしている。そして⑤の分家の㉙を除いては彼らはいずれも土地所有者としての出発をもたなかったという点が特徴となるが、しかしながら彼らの多くは、血縁分家にしろ奉公人分家にしろ、なかには親方（本家）からの借金という形態をとったものがあるにしろ、出発にさいして自営業としての出発が可能である「家産」を用意することができたという特徴をもち、かかる層の中で、戦後段階においてこの沢の中での両極分解が進行、「元織」として現存している層はいずれも零細地片であるとはいえ、土地を集積するに至っている。「工場」→「賃機」の⑫は一たんは集積した山林を戦後段階ですべて手離し、また「整経」→「賃機・縫製」の②は土地を確保し

表 4—3

	戦前	戦後
②	整経業→戦時中・中島飛行機下請に工場を貸す→ S 10 年独立	整経業再開(主婦 3 人雇傭)→中止・ナイロン賃機(6 台)へ→「縫製」 S 39 年　S 43 年 を附加する。
④ 土地もち	機屋(織機 5 台，女子労働者 1 名)→応召(閉鎖)→ S 4 年分家→S 7 年独立	再開〔人絹系列が主，現在織機 18 台，雇傭労働者 7 人，ほかに賃 S 23 年 機 2 戸（7 台)〕
⑫	機屋(最高期，織機 50 台以上，ほかに賃機 200 台を農家に貸す，女工を奉公人として多数住込みで雇傭)→戦時中，軍需工場に転換→ T 10 年分家	戦後山をうり資金つくり，織機導入(最高期 16 台，S 25 年雇傭労働者 6 人)→ナイロン賃機普及で労働者がやめ，ナイロン賃機に変える。→ナイロン工賃の値が下って以降人絹に切りかえる。 S 39 年 (S 43 年現在 6 台稼働，雇傭労働者なし)
㉔ 土地もち	機屋(織機 10 台)→ S 13 年分家(⑫の奉公人分家)	→再開(6 台・人絹元織)，賃機 5 戸 S 22 年～現在
㉗	賃機 ——戦時中織機供出——→ S 7 年移住	賃労働者……→ハッピーの下請→通勤賃労働者(足利のメッキ工) S 37 年　S 41 年
㉙ 土地もち	公務員(父)→教員(本人)→応召→ T 5 年分家　S 13 年	→教員→現在 S 22 年 4 月
㉝	床屋→ T 15 年分家	→現在

ていない。そして土地をもたずに「賃機」から出発した㉗は賃労働者へ転化しているのである。

次に若干の事例の中から、かかる第二期定住層の生業の展開過程をみてみよう。

④―この「家」は現在「織元」（人絹）である。土地は水田二反八畝、畑七畝、山林二反、耕地は戦後の農地改革直後、山林は昭和二九年段階で集積したものである。現在直系家族形態をとり、主人（五六才）、婿（三九才）、孫三人のほか、未婚の二女、四女、五女が同居している。十人家族である。「機業」関係には主人、妻、婿が従事、男工二人、女工五人、計七人の雇傭労働者を抱えている（織機一八台）。ほかに賃機二戸（七台）を保有、④の年間の全収入のうち機業収入が九割をしめている。

さてこの④は松田他講中の「本家」（K家）よりの分家であるが、昭和四年、桐生の機屋へ技術見習に入り、ここで二年間勤める。④の語るところによると、当時技術見習いは無給、小遣は自分持ちで、朝五時～夜十時までの労働が普通であったというが、④の場合一年間は無給で、あと一年は有給（これは高額であったというが）で勤め、この間、独立資金を蓄積、昭和七年現住所で「機業」をはじめる。人絹製品の生産である。織機八台、五年奉公の松田出身の女工一人をおいた。その後男子一人を雇った頃には、企業整備、つづいて④の応召で「機業」は中断。戦後、昭和二二～三年段階で織機八台で再開「へこおび」生産をはじめる。この「へこおび」の化織での品質改善が実り、賃機を組織化しつつ（織機導入に資金を貸す）自らの「工場」も拡大、二七年に六台、三八年に四台追加、現在に至っている。一方、賃機はとくにナイロン賃機の普及に相応して次々と離れ、現在二戸を抱えるのみである。他方現在の雇傭労働者五人中の二人は主婦となっている。雇傭労働力の確保は次第に困難になってきている。現在の年間所得は百二十万円程度という。この④は「元織」であるが、その製品の出荷先をみると「丹前」は足利の商社に納入しているが、「へこおび」の場合、桐生の同業者（元織）に出し、そこで第二次加工、市場へというルートがすでに構成されている。

㉔―元織（人絹）である。主人五三才、長男三十才、家族四人。主人夫婦、息子夫婦の直系家族形態をとっている。織機六台、自家労働力（四人）で稼働している。賃機は五戸擁している。山林二町所有。

この㉔は群馬県うまれ、この講中の⑫で奉公、昭和十三年に独立した。独立にさいしては⑫（「親方」と呼んでいる）が織機十台をそろえてくれた。「親方」がかりで「独立」したわけである。戦前は人絹金紗、へこおびを生産、戦後昭和二二年織機六台で再開、丹前、へこおび、かっぱの裏地等を生産して現在に至る。

②―ナイロン賃機と縫製、それに観光案内業を附加して生計を立てている。主人（五四才）夫婦、長男（二五才）夫婦、それに未婚の長女の五人家族、直系家族形態をとっている。ナイロン賃機は妻と主人、縫製は息子夫婦、観光案内業（三～九月、月二回）は主人の仕事となっている。ナイロン賃機収入は約六～七割をしめている。土地は所有していない。

この②は粟谷うまれ（父は土木関係の仕事に従事）。松田の「機屋」に十数年奉公。ここで技術を身につけたあと奉公先からモーターなどをかりて昭和十年に独立（借金二五〇円）、「整経業」を営む。戦時中、軍需下請工場として接収され、戦後、整経業を再開（主婦（老人）三人を雇傭）。二五年にひとつの危機を迎えたというが、三九年人手不足で閉鎖、ナイロン賃機に転向、自己資金と借用金で、六台の織機を導入、四十年から生産を開始した。さらに四三年にはナイロン工賃の低下に伴い工業用ミシンを購入、「子供のよだれかけ」「半ズボン」等の縫製をはじめる。これも「中うけ」がくる。製品は東京の「S社」に納入される。

⑫―この「家」は松田他講中からの分家、それは祖父の代、大正十年頃であったが、昭和初年の「力織機」段階でもっとも「工場」を拡張しえた層の一人である。最盛期には三～五年奉公の女工を五〇人ほどかかえるという工場生産を行ない、「工場」外にも広汎に賃機を組織、当時それは二〇〇台を数えたといわれているが、昭和十三年に現在の「家屋」（それは「Y家」をしのぐ）を建築。山林の集積もかさねた。

しかしこの「家」は戦時中、太田の中島飛行機系列の沖電気の疎開工場として接収され、かかる「工場」形態に終止符をうつ。戦後、昭和二五年段階で山林を売却、資金をつくり織機八台を導入、織物生産を再開、二七年にそれを増加（一五台）、人絹系統のたんぜん生産を行なった。昭和二九年、㉒が分家、昭和三四年～三五年には一六台が稼働していた。当時雇傭労働者五～六名を抱えたというが、ナイロン賃機がこの沢に入るに及び労働者の雇傭そのものが困難となり、⑫の「家」自身もナイロンと裏地生産に転換、三九年末以降のナイロン工賃の暴落後は、人絹裏地、絹（着物）に生産を再転換している。昭和四二年には織機一二台、四三年の稼働は六台である（他は遊休）。労働力は自家保有の夫婦二人（主人四〇才）である。

さて以上みたように、この第二期定住層は現在激しく両極分解、といっても上昇する層にもあきらかに頭打ちの上限があり、もはや昭和初期の如き「工場」形態の確立すらも困難なわけであるが、この沢の中での相対的な意味で、賃機へ激しく零落する層と、然らざる層との分化が生じているといわなければならない。そしてそれはおよそ(a)賃労

働者層、(b)公務員層、(c)賃機層、(d)雇傭労働者のない自営層（床屋）、(e)元織層（雇傭労働者及び賃機あり）という形で整理されよう。

戦後定住層　ところでこれに対して戦後定住層の特徴は、まず第一にすでに述べた如く一八戸中一七戸までは土地所有に関係のないこと。また第二にこの層が今日のこの講中の賃労働者層の主流を形成しているということ。すなわちこの講中の賃労働者八戸中の七戸までは、この戦後定住層によって構成される。また第三にこの層には「ナイロン中うけ」一戸、元織三戸が含まれているが、この元織の中「人絹」は一戸で、他の二戸は「毛」、「インテリア」であるということ。「ナイロン中うけ」という形態、また「毛」「インテリア」等、この戦後段階定着層においては、いわば従来この沢にとっての最大の栄華であった「人絹」伝統とは無縁の形での適応、そうした形でのあらたなる抬頭が計られているということが特徴的となるが、このことはこの元織のうち「インテリア」と「人絹」が雇傭労働力の確保が困難になるやいちはやく工場を閉鎖、外注形態、すなわち「賃機」形態へすべての生産を転化、自ら下請的「商社」の立場に転進しているという事態にも端的に示めされている。さらに第四に、戦後定着層のもつこうした性格は、ナイロン賃機一戸に対して賃編み三戸という点にも端的にしめされる。すなわちナイロン工賃が下がるや、ただちに工賃のよい賃編への移行という変化が、この層においてはもっともすばやくとられているのである（表四―四）。

ここには第三期定住層のもつ社会的性格が何よりも端的に示めされているといってよい。すなわち、この戦後定住層においては、もちろん例外はあるにしても彼らが土地もちではないという事実の反映として、そしてさらに定住に際して、第二期層のようなパターンでの自営可能な「家産」の分与ないし獲得が基本的に不可能であった層が多く存在したという事実の反映として、第一に賃労働者と自営層との分化がとりわけ激しくあらわれているということ。そ

表 4—4

③ 賃労働者

⑦ 鉄工→撚糸業→出稼→撚糸業→織機修理業→ナイロン賃機(4台)→織機修理業
S 26～28 半年 29～31年 32年→40年 41 年 S 42 年～

⑧ 貸機業者へ賃労働

⑬ とび職→整経工(㉞の賃労働)

⑭ 賃労働者(足利へ通勤・工員)

⑮ 賃機(人絹)→ナイロンスカーフ(8台)
S 24 年 S 38年

⑯ 人絹賃機(3台)→(5台)→「ナイロン中うけ」を加える→「ナイロン中うけ一本」→(12 台)・プラスチック工場をつくる。
S 23 年 S 30 年 S 36 年 S 39 年 S 41 年

⑰ 賃編(変遷不明)

⑱ 父死亡(日雇)後子供5人叔父⑲のところにひきとられる(家屋は別)，長男出稼(東京で機械工)
S 35 年

㉒ 元織(毛織物)5台，現在雇傭労働者8人，ほかに貸機5戸(10台)
S 29 年分家

㉕ 染色業，現在に至る
S 28 年より

㉖ 元織(人絹)織機12台(うち4台は貸出し)，ほかに貸機10台，工場を閉鎖(理由，人があつまらない)貸機で経営
S 32 年分家 S 41 年

㉘ 精米業，現在に至る
S 23 年分家

㉛ ナイロン賃機→賃編(横メリヤス)に転換
S 37 年定着 S 41 年

㉜ 公務員，兼商店，現在に至る
S 22 年分家

㉞ 元織(インテリア製品)，現在工場閉鎖貸機で経営(整経その他で4人雇傭者をもつ)，貸機10戸
S 23 年定着

㉟ 賃労働者及び管理人(村内の工場の)
S 41 年定着

㊱ 「染色業」(雇傭労働者8人)→39 年より賃編機も導入(雇傭労働者6～4人)→賃編のみ(家族2人)
S 35 年分家 S 43 年

してまた自営層においても、それ自身、現在「元織」の地位を確保しているもの、また「賃機」の地位にいるもの、そのいずれにしても、いわば全体制的な諸要因のこの沢への現われ方、すなわちその矛盾をもっともするどく感ぜざるを得ない層として現われている、ということ。それ故に、また、あらたなる対応の姿勢をより積極的に計るという性格がここに特徴づけられるということがいえよう。以上、若干の事例からかかる第三期定住層の生業の変遷過程についてみてみよう。

⑦―この⑦は⑥から昭和二六年に分家した。「本家」⑥は水田二反二畝、畑七畝を現在所有しているが、この一族の分家創出過程をみると、「家」に残った次女（大正十年）、三女（大正十五年）のうち、婿をとった三女が「家」をつぎ、次女はたてまえとして⑧として独立してはいるが実際には「本家」に残留、つまり⑥と同居、⑥の主人（つまり三女の婿）が市役所日雇、その妻（三女）、また次女（⑧）が不特定賃機業者へ賃労働（日給九～七〇〇円）、この「本家」の生計を支えるという形態をとっている。そしてこの⑦（大正十三生―長男）が二六年に分家、自ら独立している。兄である⑦が⑥の妹に「本家」をゆづったという形態である。この⑦は当然夫婦家族、夫婦のほかに子供六人がいる（長子は中学生）。現在ナイロン賃機のほか織機修理業によって生計を維持している。

この⑦の生業の変遷過程をみると、「本家」から独立する以前は「鉄工」として身を立てていたが、分家後、「撚糸業」をいとなみ、それが行きづまるや、昭和二八年、川崎の東芝鉄工場に勤務、しかし半年でよし、再び馬場で「撚糸業」を三一年まで営んでいる。しかしその後、織機修理業に転向、さらに四十年七月、農協から二万円を借金、織機四台を導入、ナイロン賃機も同時に行ない、現在に至っている。賃機妻、織機修理主人の分業である。

⑯―この「家」は現在「ナイロンスカーフ中うけ」と「プラスチック加工工場」を経営、それによって生計を維持している。主人五一才、長男二九才、直系家族形態、未婚の次男（二四才）、次女（二一才）、三女（高在）が同居の七人家族である。「ナイロン中うけ」業は主人が行ない、妻および嫁、次女が「家」で賃機（織機一二台）に従事、長男および次男がプラスチック工場（板倉）を担当。このプラスチック工場には雇傭者が一名いる。

さてこの⑯は県内安蘇郡の出身であるが、終戦一週間前、妻の実家があるこの松田に疎開。そして昭和二三年に織機三台を導

入、人絹生産をはじめ、三十年にはそれを五台に増加していた。この⑯が「ナイロン中うけ」をはじめたのは昭和三六年、「桐生の業者からの話」に応じてである。つまり業者からの誘いに⑯が乗り「中うけ業」をはじめるに至るわけだ。こうして彼は現在賃機三五戸、織機台数にして一二五台をもっている。一方「家」においてもその生産は人絹からナイロンに転換、三九年にはさらに織機三台を追加、四一年に四台を追加している。ところでこの⑯の場合、四二年六月から、板倉に「プラスチック工場」を資金二七〇万円（負債・月払返済）で設立。「ナイロン」後の対策をすでに行なっている。しかしながら四三年三月現在、プラスチック生産は思惑どおり進行せず、一家の収入は専ら「ナイロン」に依存している。

㉖―人絹織元である。この㉖は松田の他講中から昭和二三年分家、分家にさいして本家より資金提供をうけ織機八台を導入、二五年以降、丹前、へこおびの織元となる。そして織機を十二台にまで増加、四十年以前には女工七～八人を擁し、四十年においても二名はかかえ「自家」生産も行なっていた。しかし四十年以降女工の確保が困難となり四十一年には工場閉鎖、もっぱら外注（貸機）依存の形態をとって「元織」としての機能を果している。すなわち、十二台の織機のうち現在四台を賃機に貸出し、またほかに十台の賃機をもち、製品はそこで作らせ、染も外注、㉖はもっぱら第二次加工を自家で行なっている。主人（四九才）と妻がこれに当っている。

㉛―現在夫婦（主人四一才・夫婦家族）で賃編で生計を立てている。以前は山林労働に従事していたが怪我をして、妻の里である松田に三七年に移住。はじめナイロン賃機を行なうが、四一年、編機二台（計一二万円）を入れ、横メリヤスセーター賃編（問屋足利市街S店）に転換、現在、加工賃一枚一二〇円～一三〇円、一日十二時間労働で一五枚は編める。

㉟―この家は四一年ここにきた。七三才の母と、三五才（主人）の夫婦、子供が二人いる。主人はH工場（松田内金属加工）に通勤、母と妻が自宅で賃労働に従事している。母がII工場と血縁関係があるのでH工場の分工場という形態をとり、ここを管理、松田内の未亡人四人も賃労働者としてここに通っている。この中にはこの講中の③も含まれている。

㊱―現在、メリヤスと輸出用セーターの賃編で生活を立てているが、この㊱は①の分家、主人三二才の夫婦家族、子供が二人いる。稼働力は夫婦二人である。編機は五台（性能はかなりよい）。

この㊱は中卒後、八年間、この講中内の染屋に奉公、技術を修得、かたわら資金を蓄積、三五年、本家から土地分与をうけ、計五〇万円の資金で染屋を開設、三七年まで雇傭労働者八名をおき、人絹系統の染めを行なう。しかしナイロンの導入により人絹染色の仕事は細くなり、また労働者の確保が困難になるという事態がこの㊱にも訪れる（労賃の高騰―三八年にはそれまで四

〇〇円前後であった労賃が倍になる。しかし染の工賃はあがらない）。㊱は雇傭労働者を減らしつつ（三八～四一年六人、四二年四人）他方、三九年にメリヤス国産機一台を借りいれ、四〇年にはこれを含めて二台、また四一年にも二台を購入（いずれも中古、最低五〇万）そして、四三年三月には染工場を閉鎖、雇傭者なし、編みで生活を立てるに至っている。しかし現在の編機においては朝七時～夜十時まで稼働して一台で約五、〇〇〇円の工賃があがる。

㉒―元織（毛織物）である。現在織機五台、八人の雇傭者を抱えている。ほかに賃機十台（五戸）をもつ。服地生産である。主人三六才の夫婦家族、子供二人。主人は全体の管理、妻は製品の検査を行なっている。

この㉒は⑫の分家、二九年の分家にさいして、本家は二〇〇万円の借金をしたが、それを㉒はうけついでいる。工場施設には三〇〇万円をかけ、四台の織機を導入した。そのご三七年に一台追加、機械を改良、人手を少なくした。分家した当時は仕事が年間をとおしてなく、半年操業して、半年は休むという状況であったが、現在は年間をとおして操業している。年間所得六〇〇万円、順調である。しかし取引先の問屋の倒産で四〇年に三〇万円、四三年に二〇〇万円の損失を出している。

さて以上われわれはこの第三期定住層の若干の事例をみてきたわけであるが、ここには賃編といっても㊱の如く一日、四台フル回転の場合の収入が二万円のものから（これはむしろ下請といった方がよいであろう）、㉛の如く二台で四千円のものまで、その所有する生産設備によってかなりの差が存在すること。さらに同じ元織といっても㉒の如き毛織物の場合、現在まったく自工場生産を止めてしまっている㉖㉞とは大きくその地位を異にしていることがあきらかになるであろう。

そして、これらの事実を加味して、この第三期定住層の現実に即して階層区分をするならば、それはおおよそ次の如くなるであろう。(a)賃労働者層、(b)賃機、賃編層、(c)雇傭労働者をもたない自営業（精米所等）、(d)賃機層をもつ元織「中つぎ層」、(e)雇傭労働者をもつ自営業（染屋）、(f)雇傭労働者をもつ自営業（染屋）が転化した編下請層、(g)雇傭労働者、賃機機をもつ元織（毛）。

さて、以上、われわれは第一期定住層から第二期定住層まで、その生業の展開過程をとおして、それぞれの層の特徴をみてきたわけであるが、以上をとおして、第一にナイロン賃機層は土地もち層にいわば広汎にみられる形態として存在すること。そして幾つかの事例でみた如くこの層においては「家」としてナイロン賃機を営むと同時に、とりわけナイロン工賃の低下以降、他の下請を附加するか、ないしは家族成員の中から賃労働者を輩出させつつ、現在の生活過程をまっとうしているということ。そしてこの第一期定住層においてはその上層化は、この沢の他家を遙かにひき離す存在としての「Y」家によって象徴されているということ。

また第二に、第二期定住層において現存するものは、いわゆる自営業としての出発を確保した層によって担われているということ。しかしこの層では上昇化するにしても「Y」家の如きあるいはまた戦前昭和初期段階で⑫がなし得た如き上昇化はもはや不可能であり、現在、賃労働者を雇傭また賃機を組織化しつつ「元織」の地位を確保しているのは二戸。しかも事例でみた如く④においては、元織といってもそれは、それ自身下請的構造をもつものへと再編されつつあること。しかしながら、かかる層においては、土地所有の論理（つまり土地所有者層が一人前の住民として社会的に認知せられるという構造を含めて）が生きており、そのことは何よりも彼らが零細地片であるとはいえ土地を集積してきているという点にしめされている。

ところで第三に、戦後定住層においては、かかる層自身が土地を所有せず、そしてまた賃労働者層の主流を構成すると共に「賃機」あるいは「元織」ないし「中うけ層」においても、その基盤の相違（土地を所有しないという点に端的に示めされる）から、ひとつの危機が訪れるや、ナイロン賃機から賃編へ、また生産的機能を有した元織から寄生的な元織へという転換がもっともはやくみられるということ。そしてまたこうした中で「毛織物での元織」また

「下請的編」等、それ自身、従前の人絹あるいは、それと同水準であるナイロン賃機段階の技術水準を遙かにこえた、所謂現段階での独占の下請（賃機ではない）に耐えうる生産力を開拓、保有しつつある「家」がたとえば㉕、㊱の如くあらわれてきているということ。かかる意味において、この第三期定住層において、あらたなる段階での構造変化に相応した対応形態がいちはやくあらわれている点等々にわれわれは注目しなければならない。

そして現段階においては、すでに上述してきた如く、第三期定住層の中での、この沢でのもっとも進んだ生産力を担う層においてすらも、それは全体制的にみるならば、それ自身あきらかに下請的形態をもつものとしてしか存在、機能しえぬ、という国独段階下での構造変化が、つまり言葉を替えるならば、この沢自体が総体として全社会的には下請的な、つまり村落それ自身の内在的論理によっての上昇化をもはやもち得ぬ、被支配的な立場に、いわばいやおうなしに追いこまれてきていること。そして全体社会の中での資本主議的生産諸関係の高度化によってかかる変化はまさに構造的に推進せられてきているということ、もうここで指摘するまでもあるまい。しかしながら、それにも拘らずこの局地的な〝社会〟の中においては、㈠雇傭労働者を擁して生業を営む層、㈡賃機層を擁して自立する層、㈢雇傭労働者また賃機層をもたずに自営層として存在する層、㈣それ自身賃機・賃編として存在する層、㈤「賃労働者」として存在する層といった分化が、すでにみてきた如き個々の住民の生活史をとおして現に形成されてきてる。そしてかかる層相互間において元織↑↓賃機関係、また賃労働関係が、それ自身、階級的な関係として存在・機能している。こうした諸関係は以下みるように、あきらかにこの沢にまだ残存せる村落共同体的身分階層的な諸関係、論理に基礎づけられながらそしてまた本家、分家という定住年次別によるつまり自然生的な意味での村人としての歴史の相違に基礎づけられながらこの沢を局地的なひとつの〝社会〟として存在せしめる基本的な基底要因となっている。しかし

かかる局地的な〝社会〟を現に局地的な〝社会〟として形成せしめている階級的諸関係は、単に残存せるいわばひとつの封建遺制に基づいてのみ機能しているものではない。それはあきらかに今日の段階における全体制的な経済機構の中で、言葉を替えるならば米日経済協力機構の中で貿易自由化に端的に示めされるわが国独体制の、ひとつの資本主義的な危機意識に支えられて、労働者階級に対する労基法以下の労働条件の強制、そしてより一層の低賃金政策の貫徹という志向の中で、全体制的な経済機構の中に組みこまれて、そのために、未だ残存せる村落共同体的秩序そのものが利用され、機能させられているということ、こうした全構造的枠組の中に位置づけ、理解されねばならない。

例えば、労基法以下の労働条件のもので、低賃金政策を強行するためには、賃労働者という労働形態よりも「家」に基づく、つまり〝賃機〟形態の方が〝元織〟にとっても有利であり、さらに直接的生産者層においても現実的により実収入が高くなるという機構そのものを用意しつつ、現実的にはかかる過程は推進せられている。しかしながら以下でみる如く、かかる政策自体矛盾なく貫徹されるものではなく、か過程の進展そのものが、基底的に従前の村落社会秩序そのものを大幅にきりくづす作用因となって現われ、さらにまた農民、賃労働者層の現実的な諸要求自体がその生活レベルにおいてこうした村落共同体的秩序そのものを利用するという経済的、政治的な支配体制そのものを基底的につきくづしつつある。

以下、まずこうした支配のメカニズムを、つまり、村落共同体的な秩序を利用しつつ、かかる支配を現実に貫徹しつつある側面から問題としよう。

第二節　住民の労働形態別労働条件と村落構造

一、はじめに、われわれは、この馬場の「元織」に雇傭される賃労働者層の現実的な労働条件を若干の事例を具体的にしめすことによってみてみよう。すなわち、われわれの調査によればそれは次のようになっている。三十歳台の主幹労働者（男性）層は月三五、〇〇〇円の賃金、若年層で二五、〇〇〇円～三〇、〇〇〇円ライン、女子労働者においては若年層で一七、〇〇〇円～二〇、〇〇〇円、高年令層（主婦層）では一〇、〇〇〇円という形態、つまり男女間における賃金格差、また女性においては主婦層の低賃金という構造がここにあきらかとなるが、ボーナスは年二回、計二カ月分がここでは標準であること、また労働時間は九～十時間であること、労災、健保等は適用されていること、等々があきらかとなる。しかし不特定機業に賃労働者（日雇）として雇傭されている女性（四十歳代）からの聞き込みによれば、労働時間午前九時～午後七時、月七、〇〇〇円～一万円の収入である。そしてこの馬場にあるH分工場の労働時間は午前八時～午後六時、また農業日雇は一、〇〇〇円～一、三〇〇円が標準となっていることがわかる。

二、次にナイロン及び人絹賃機層、メリヤス賃編層における労働条件をみてみよう。「ナイロン中うけ層」が工賃の一割を利幅として確保していることはすでに述べたが、われわれの聞き込みによれば、「元織」は賃機に下ろすことによって、一・五割以上のマージンを確保している如くである。(イ)さてまず賃機層の労働時間をみると、一日十二時間というところもあるが十四時間が標準稼働時間となっている。(ロ)工賃。ナイロンの場合、一人で十台まではみれるというが（十台織機を保有せぬところも多いことに注意）一日、十四時間稼働でおおよそ一台三〇ヤールは織れる。

単価ヤール十円として三百円である。いま織機六台所有とすると、一日一、八〇〇円の収入になる。月二十六日稼働とすると四六、八〇〇円の月収、そして一日八時間稼働にすると月三三、四三〇円の収入が確保できる計算となる。しかし、単価が五円に下がった場合には、一日十四時間労働しても月収は二三、四〇〇円になるにすぎない。(ハ)人絹の〝へこおび〟の場合をみると、一台十四時間稼働として、一・四反は織れる。反六〇円として八四〇円、四台所有として（人絹の場合一人四台しかみれない）三、三六〇円の収入、月二十六日稼働として八七、三六〇円の収入になる。八時間労働とすると六二、四〇〇円の収入である。(ニ)セーター賃編の場合を㉛を例にとると一人一台、稼働十二時間で一五枚編める。単価一枚一二〇円として一、八〇〇円の収入、月二十六日として四六、八〇〇円の収入となる。(ホ)子供の〝よだれかけ〟〝半ズボン〟の縫製をみると、一日一人五〇枚が限度（一カ一〇円）一日五〇〇円、月一三、〇〇〇円の収入となる。

さて以上の諸点をみるならば、縫製を除いて上述の工賃及び単価が維持される限り、自ら長時間労働することによって元機雇傭労働者よりあきらかに収入の多いことが特徴的となる（女子労働者と比較することが必要）。そして賃機形態においてかかる収入が確保できる以上、元織層においての雇傭労働者の確保が困難になるという事実も十分にうなづけるものであることがあきらかであろう。そして農民及び賃労働者層においてもその条件が存する限り、織機を導入、賃機、賃編層に転化しようとする志向性をもつこともうなづけるであろう。しかしながら、すでにみたようにそこにおいては一日十四時間という長時間労働が標準であり、そのことが元織雇傭労働者の労働時間にも影響を及ぼしている点、ここに指摘するまでもない。つまりここではまず長時間労働という労働形態が、まさに賃機層をその現実的土壌として再現している点に注目する必要があろう。

三、そしてさらに多就業構造の普遍化、かかる点について次にわれわれはふれる必要があろう。すなわち、現在ナイロン賃機を行なっている十戸についてみるに、十戸の就学期をすぎた同居家族成員は計三九名、このうち実に三四名が生産的労働に従事していることがあきらかとなる。しかし上掲表にみるように、農業その他の自営賃労働と結合させているところが多く、ナイロンのみは十戸中一戸、ここにおいても就学期をすぎた二人の家族員は二人とも稼せいでいる。ここでその他自営賃労働というのはH工場下うけ、縫製、織機修理である。つまり、この十戸中、もはや労働に耐えない老人及び病弱者以外はすべて生産的労働に従事している点にわれわれは注目する必要がある。また賃労働者層八戸についてみても、同様の構造は看取でき、一五名中一三名までが賃労働者となっているのである。そしてかかる家族における多就業構造は、例えば「ナイロン中うけ層」⑯においてもあらわれているところであって、六人中四人はナイロン、二人はプラスチック工場に、つまり全員働いており、元織（毛）㉒においても、同様の点はまた看取されるのである。

Ⅰ	ナイロン＋農業	4戸
Ⅱ	ナイロン＋自営賃労働	2戸
Ⅲ	ナイロン＋農業＋賃労働	2戸
Ⅳ	ナイロン＋自営賃労働＋賃労働	1戸
Ⅴ	ナイロンのみ	1戸

かようにみてくるならば、家族全員の多就業、長時間労働という労働形態が、この沢ではまさに支配的な形態として現に存在しているという事実をわれわれは正当に指摘できよう。そして、かかる労働形態自体、集約的な多労働投下形態を特徴とした従前のわが国農業生産様式のもつ労働価値観の延長線上にあるものであること、容易に指摘されよう。

そして、すでにみてきたところであきらかなように、現段階においては、「元織」がそれ自身賃労働者を雇傭するという生業形態をとることがまさに全体制的に不可能となりつつあり、「賃労働関係」から「賃機」関係へ、つまり

「家」と「家」との関係への逆もどりという事態すらもここにおいては生じているのである。こうした点は第二期定住層の「元織」にのみみられる形態ではなく、第三期定住層においては、それ自身㊱にみる如く「賃労働者を雇傭する生業形態」から「家族保有労働のみにたよる下請編みとしての生業形態」への転進にもしめされているものであり、さらにまた㉕の染色業のように、現在も雇傭労働者を擁して自営業を営むところをみても、その賃労働者の内実を検討するならば、それはいわば同族的構成をもつことがあきらかとなる等、とりわけ四十年段階以降、米日経済協力機構下における独占の合理化政策下、古い諸関係への逆行、その再現があきらかとなる。そしてそうした諸関係を挺子としての、より一層の労働強化の進展ということ、がここにあきらかにせられるわけだが、この馬場の場合、こうした諸関係を受け入れる土壌はあきらかに土地所有の論理に支えられて、残存しているといわなければならない。

第三節　機業村落を支えるものとしての山林所有のもつ意味

すでに第二章でみたようにこの馬場の寄生地主的土地制度は戦後の農地改革時における激しい農民運動の展開の中で基本的に崩壊した。しかしながら「Y家」を筆頭とする山林所有には基本的に手がつけられずに終った。そしてまた松田には部落共有林制度があり、その制度もそのまま今日まで残存している。すでに本章第一節でみたように、この馬場における住民層を定住年次別にみるならば、本家―分家といった家創出の年次と相即しつつ、明治期在住層がそれ自身零細地片であるとはいえ土地を所有、彼らが今日の段階におけるナイロン賃機層の主流をなし、「家」的労働形態を特徴とする長時間、多就業労働形態をとりつつも、そうしてかかる労働形態が現に存在するということ自体が、土地なし賃労働者層の局地的な低賃金の基盤を構成しているとはいえ、現実的に実収入が多いというそうした現

実的根拠に基づいて、とりわけそれ自身土地なし賃労働者の主流として存在する戦後定住層に対して、所謂〝村人〟として彼らはこの馬場の中では一段と高い社会的地位を確保していた。――このことは現実的に賃労働者世帯として存在する世帯そのものが、その社会的地位向上のための価値志向として「家」に基づく生業（現実には賃機形態）を志向しているということ自体の中にも端的に物語られていると考えるが、――かかる点は、現実的にはこの局地的世界の中においては、部落共有林制度が、まさに部落の紐帯の基底を構成する物質的基盤として生きているということ。そしてまたかかる部落共有林制度を背景としてそれと共棲する形で、「Y家」を筆頭とする私的山林所有が現に生き、機能していることとけがたく結びついて、それ自身、存在、機能しているものと考えなくてはなるまい。こうした意味において本節においては機業村落構造を支えるものとしての山林所有の問題を村落構造の問題とかかわりあいながら、ふれることにしよう。

部落共有林（松田財産区）制度　松田財産区運営委の資料によれば、現在、この松田財産区は四六九・三六haの山林を保有している。この部落有林は、旧藩時代は村の持山であったと考えられるが、明治初年の官民有区分により民有と判定され、明治五年、上松田村、下松田村の合併によって松田村有林となり、明治二十二年の粟谷、板倉、松田の合併により三和村が成立したさいにも、松田共有林として残ったものである。この共有林は、明治三十三年、この松田の中を四部落（一～四）に分割したさい、四等分し、「松田協議会」（委員は選挙で二八人）でそれを管理。昭和十六年には松田共有会として各部落を支部として戦後まで運営されてきたものだが、戦前には部落ごとに村民を動員、日当を出して伐採、植林等をおこない、収入の一割を共有会にかえし（あとは支部で処理）、この共有会還元の収入が道路修理等の部落経費にあてられていた。したがって、戦前段階、この松田では部落費を徴収していなかった。戦後

昭和二十三年、「財産区」を設定（三和村村有になるのをふせぐため）、共有会に二割還元（これは年間約三百万円になる）を行ない、これで林道・橋の改修を行ない、調査時点においては、この松田の橋はすべて永久橋になっている。この財産区の管理は、形式上は現在「市長」、経営計画は市が立案しているが、この松田共有林の特徴は、その管理形態別面積表であきらかなように、部落に貸付林（分収林）として実質的利用をまかせているところにある。分収比率は市二〇%、部落八〇%である。つまり、部落段階での「共有会」が実質的にその運営を行なっているということである。現在、会長は、前述の、ナイロン賃機層の対問屋闘争のさい会長におされた「K家」の当主がなっている。（彼は、また、松田神社〈下松田地区の氏神、上松田には八幡宮がある〉氏子総代でもある）この松田の「共有会」には、定住して五年、世帯をもてば誰でも加入できるということになっているが、これはたてまえであって、松田第二部落（八講中、一六隣組で構成さる）を例にとるならば、その構成戸二三一戸中共有会に加入しているのは約一五〇戸である。つまり、この第二部落の場合、部落分収林を各農家に区分けして、個人的に貸付という形態をとっており、彼らが占有した山林に対して個人的に伐採の指示が、市→財産区→共有会→各家という形でとどく仕組みになっている。したがって、実質的には、この部落共有林は、第一次定住層、また第二次定住層の占有する〝株〟になっている。そして共有会では、この〝株〟の個人的な売買を禁止、〝株〟を放棄するものは共有会にそれを返還するとりきめがある（市に合併時にこれができる）。ここで共有会というのは、上掲の表の部落分収林の管理組織であり、「財産区」の場合は、この共有会からの二割還元金をうけとり、さらに直括の県営造林と学校林を行なう組織となっている。ところで、この〝株〟をもつ住民は年間十日ほど、共有林の下刈、

直営林		0.56 ha
貸付林	部落分収林	279.32
	県営造林	182.90
	学校林	6.58
計		469.36

植付などの出役義務を負うているが、彼らに対しては、千二百円程度の日当が支給されることになっている。

さて、かようにみてくると、この共有林の〝株〟をもつか否かということは、この松田の中での、いわば地つきの〝住民〟たるひとつの〝証〟となっているということができよう。そして、かかる〝株〟をもつことが、往時においては、村人となったひとつの証拠であったに違いない。しかし、今日の段階においては、かかる〝株〟を有せぬ住民が増加した結果、町内会費（衛生費、外灯料含む）は戸数均等割で一戸年間千円ほどを徴収している。しかし、この共有林からの収入が、部落運営にとってきわめて大な比重をしめていることは、次の事例をみればただちにあきらかとなるであろう。

事例一　松田第二部落では、昭和四二年に自治会館を新築（従前のものが老朽）したが、その時の費用の出所をみると、共有会七二万円、財産区一八万円、「Y家」三〇万円、一般住民五〇万円（一戸当り平均二千円）となっている。ここでは、松田共有林、財産区のもつ意味がきわめて大きいこと、またさらに「Y家」のこの地域社会の中で有する社会的地位が一目で明瞭となるであろう。

事例二　現在、この松田では、日光に通ずる表日光線（林道→観光道路にもなる）の開発がすすめられているが、この地元負担分は、昭和四二年度、各部落（四町会）九〇万円である。これも共有会から支出されるものである。松田第二部落の例をとるならば、昭和四二～四七年にかけての共有会からの収入は、五ヵ年で九三九万円、うち支出（山林労働のさいの賃金支出その他）三三三万円、純収入六〇六万円が見込まれている。

ところで、今日の部落の果す機能を、たとえば松田第二部落（馬場はこの中に含まれている）にみるならば、現在、この部落（自治会）の運営はまさに全市的な機構の中に組みこまれているといっても過言ではない。たとえば、昭和四十二年度を例にとると、全市的に展開されている行事として、(1)募金（日赤）その他歳末助けあい募金、(2)市の施設の視察、(3)市の市政懇談会への出席、(4)県道舗装促進、(5)「コサ切り」（竹木が道路上に繁茂したのを切ること）

の推進、(6)蚊、蠅の発生防止の消毒、(7)小学校の改築促進、(8)防犯灯設置の促進（運動対象、東電）、(9)敬老会に対する援助、(10)交通法規指導、(11)青少年対策としてのスポーツ奨励等々となり、部落独自のものは、(1)前述の自治会館の建設、(2)また第二町内としての植林（後述）、(3)道路掃除、(4)その他後述の祭り等々にすぎない。しかしながら、こうした中で、(2)の植林には、あきらかにこの部落の構造変化の中での部落秩序の再編の志向性がみられる点に、われわれはふれなければならない。すなわち、前述の自治会館の建設にさいして、共有会会員から、全住民の負担が平等でないという声がおこり、この第二部落では、五〇年後の会館改造費として、檜三千本の植林計画を立て（このため町内区有林をあらたに設立）、年間一戸百円、七年計画で植林を完成させる計画を立てている。これは、言葉をかえるならば、前述の部落共有林がもはや全部地域住民にとっての共有物としての機能を果していないという現実の反映として、あらたに全地域住民にとっての共有林を設立することによって部落の紐帯を強化しようということでもある。そして、ここで注意を要するのは、「町内区有林」を、つまり山林を基礎として、現実的にそれが計られているという事実であろう。そして、「山林共有会」会員は「町内区有林層」よりも一段上に一戸の〝株〟をもつものとしてここでは存在、またそうした中で「Y家」が隠然たる勢力をこの松田で有していることは、前述の自治会館設立のさいの寄附金額に端的にしめされている、といわざるを得ない。そしてそれはあきらかに「Y家」の山林所有に基礎づけられたものである点に次にふれる必要があろう。

私的山林所有の問題　一九六〇年センサスから旧三和村の林野の概況をみるならば、林野面積二、四四三町、林野率八三%、人工林率四六%、そして所有形態別には国有林〇%、公有林二〇%、私有林八〇%となる。前項でわれわれは部落共有林制度についてふれたが、三和全体の林野面積からみると、それは二割にすぎず、八割は現実的に私的

保有規模別林家数
（1960 センサス）

	林家数	%
1 a—3 a	59	29.8
3— 5	19	9.6
5— 10	24	12.1
1 ha—3 ha	54	27.2
3— 5	20	10.1
5— 10	10	5.0
10— 20	9	4.5
20— 30	1	0.5
30— 50	1	0.5
50—100	—	—
100—	1	0.5
計	198	100.0

ここでは一九六〇年センサスの数字をもちいた。前項での松田共有林の数字とは公有林の面積そのものが若干ことなる。またこのセンサス及び松田共有区の数字は林業改良普及所の数字（41年度，指導計画書）とも若干異なる。

所有山林として存在しているのである。ところで私的山林所有林家は旧三和全体で一九八戸、上掲表のように、その五一・五%までは一町以下の所有、そしてまた九三・八%までは一〇町以下の山林所有層である。一〇〇町以上の山林を所有するのは一戸であるが、これはあきらかに「Y家」であるといえる。

かようにこの三和においては私有林所有林家のおおよそ半数までが一町以下の零細所有者であるということがあきらかになるが、そもそも私有林を所有せるものは昭和四十年における旧三和の全住民の一五・五%、また全農家の三一・一%にすぎないという事実を同時にここでわれわれは看過してはならないと考える。そしてこれまでの各章においてすでにわれわれがふれてきた如く、この沢においてはあきらかに、たとえば「Y家」にみる如く機業そのものの伸長が山林集積の基盤を構成し、そしてまた、田畑の集積と共に、とりわけ昭和初期の小作争議の昂揚以降、山林の集積という事実そのものが、機業の投機的性格に対応した備蓄的機能を果してきたことはここで指摘するまでもないと思われる。そうしてまた林野の私的所有という事実そのものが、織機導入のさいにおける有力なる融資担保物件として機能したであろうことも同時に指摘しうるであろう。

こうした点を考慮に入れるならば、この沢において所謂村落共同体的秩序を維持する現実的基盤として山林所有の

もつ意味は自ずとあきらかになるものと考える。しかも前項でみた如くこうした私的山林所有にいわばオーバーラップする形で、部落共有林制度が私的に山林を所有せぬ層にまで、たとえば「共有林」制度のほか「町内区有林」制度をもうけたことであきらかなように、〃村人〃と〃新入り〃の差別の上に重積することによって、山林私的所有者層の地位は（しかもその内部でその所有量、質の階層的な段階を当然のことながら有しつつ）一段と上位に保障されることになる。かかる論理が、たとえ零細地片であるとはいえすでにみたように田畑を所有する層と然らざる層との間に〃村人〃と〃新入り〃の差が、たとえば下降せる層における〃ナイロン賃機層〃と〃賃労働者層〃のいわば境界線のようにもうけられているという事実と相俟って、所謂〃土地所有〃の論理として、身分階層的な村落秩序維持の、したがってまたそのこと自体が前述のように、現段階におけるまさに労基法以下の労働形態そのものを現存させる現実的基盤を構成していること、ここに再度指摘する必要はあるまい。

そしてまた社会学的にきわめて大きな意味をもつと思われることは、こうした〃土地所有〃の論理の上に現に生きている山林経営そのものが、現実の問題として、身分階層的な絆、その秩序をその主要なる挺子として運営されているという事実であろう。われわれは次に「Y家」の山林経営の現時点における実態を例にとって、かかる点に簡単に言及しよう。

「Y家」の山林経営自体、いまその大きな転換期にあることは事実である。しかしながら現段階においては、その〃経営〃それ自身が内在的に有する人間関係の絆としては、それはあきらかに身分階層的なものであるといいうる。すなわち、「Y家」自身の山林経営組織は、もはやそれ自身いわゆる同族的に本—分家関係を基軸として構成されているものではない。

「Y家」の分家及び孫分家がこの馬場に二戸あることについてはすでにふれたが、その二戸とも明治一代目以前の（先代の）分家であり、第一代目からの分家は二戸とも足利市街にでている。分家にさいしては、家屋及び自立可能な財産分与があったこというまでもないが、この沢の現在の「Y家」の生産組織とは直接の関係をもっていない。そしてまたかつてこの「Y家」が保有していた「正月五日には親族が全部あつまる」といった〝しきたり〟もわれわれの聞き込みによれば現在大きくくずれてきている。かかる意味においてこの沢における「Y家」の山林経営は現実的に本—分家の血縁関係を主軸として構成されているものではない。

そしてまたかつては「Y家」の出入層であった⑥も、いまやそうではないという変化が〝馬場〟の講中に限っても看取せられるが、しかしながら、現在の「Y家」の山林経営を支えるものはあきらかに残存せる身分階層的な絆によって維持されている。すなわち、現在の「Y家」の常雇及び臨時労働者をみるならば、そこにはたしかに身分階層的な絆が現に機能しているといわざるを得ない。現在、常時この「Y家」に常雇として雇傭されているものは二名であるが（馬場に隣接せる講中に定住）、彼らはいずれも「家」として先代からの出入人層である。うち一戸は粟谷に居住していたが通勤に不便なので、畑、家屋（借家形態）をつけて十年前にここに呼びよせている。彼は現在でも「Y家」の山関係の番頭である。もう一戸は現在「Y家」で「雑用係」としての役割を果している。先代からの出入人層である。ほかに常勤ではないが、この講中の⑩⑪も先代からの出入人層として現在の「Y家」の山林経営にとって一定の役割を果している。「Y家」のハッピーを着用、労働に従事している。ほかに三戸、常雇ではないが山林関係の日雇としての出入層が地元（隣接せる他講中）にいる。「Y家」の現在の山林関係の年間の雇傭総人数は千名前後である（労賃は常用九百～千円、臨時千二百円）。

「Y家」の現在の山林保有面積は約百七十町歩、うち八十町が人口林となっている。

かように、「Y家」自身の現在の山林経営における賃労働者層の社会的属性をみるならば、それはあきらかに身分階層的な絆によって維推されているといわざるを得ない。先代からの出入人層という形で、「Y家」とその賃労働者の関係は社会的に形成されている。しかしながら前章でみた如くこれら出入人層も例えば⑩⑪の如くもはや「Y家」への依存だけではその生存がまっとうできなくなってきている。現在の「Y家」の当主には「きてくれる以上、生活の面倒をみなければならない」という考えがあるが、この「Y家」にとっても、賃金騰貴と労働力不足が、つまり標準的な賃金以上を持続的に保障しなければ、雇傭者それ自身の確保が困難であるという現実は不可避的に進行しているとみなければならない。そしてさらに人間関係レベルの問題としても単に古い絆に依存しているだけでは、その関係それ自身の維持が困難になってきているといわざるを得ない。その一端は後にもふれるが、「Y家」それ自身のきわめて規模の小さいものであるとはいえ、その〝労務対策〟それ自身が、この地域に現在導入されつつある形態へと大きく変容しつつある点にも示めされている。こうした現状の中で現在「Y家」の当主は植林規模の縮少も考えざるを得なくなってきている。このさい現在、市内においてガソリンスタンド、観光業等々の各種サービス業をはじめとした事業を多角的に営んでいる市会議員としての「Y家」にとって、「山林経営」それ自身はその事業の一部でしかもはやありえなくなっているということも同時に指摘する必要があろう。しかしながら戦後の農地解放によっても手つかづに残った一七〇町という山林所有そのものが、かかるローカルレベルでの「事業家」への転身を「Y家」に可能にさせた物質的基盤を現に構成したし、また彼の所有する山林そのものが現にその全事業にとっての備蓄的機能を果していることもはやここに指摘するまでもないであろう。

そうして、以上本節でみた如く、かかる山林の私的所有制度の残存そのものが、その部落共有林制度の存続に補強

されることによって、この局地的な地域にいまだ身分階層的な秩序を維持させ、機能させる現実的な基盤を構成していること。これらの山林所有が田畑の所有非所有という現実と相互に結びつきつつ、土地もち層と土地なし層といった階層差をこの局地的な社会の中にもたらしていること、さらに、かかる意味での「土地所有の論理」に支えられて、所謂「土地なし層」をも前述の「町内区有林制度」の設立にあきらかなように「土地所有の論理」の中に包摂しつつ、あらたなる段階での部落秩序の再編が図られていること、ここで再度指摘する必要はあるまい。

しかしながら局地的にはかかる方向が指向されているにせよ、今日の段階では、こうした局地的社会が局地的社会として自立しうる条件はなくなっている。かかる現状の中で上述の如き「土地所有の論理」に基礎づけられた、いわば残存せる身分階層的な秩序そのものが、それ自身変容せざるを得ないものとして、現に変動しつつある。次節ではかかる点についてふれよう。